

長岡京市企業立地審議会
会長 喜田 昌樹 様

長岡京市長 中小路 健吾

企業立地施策について（諮問）

企業流出防止策等を含めた企業立地施策について長岡京市企業立地促進条例第7条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

諮問理由

本市は、東部に広がる工業地区を中心に多くの事業者が本社・事業所や工場等の生産施設を有し、西部の住環境や都市近郊農業と調和のとれたまちを形成してきました。

しかしながら、経済のグローバル化の進展を経て、生産拠点の国内回帰が行われる中、既存の生産施設の老朽化や狭小化は市内事業者にとって建替や増築といった新たな設備投資の動機となる一方、狭隘な本市の土地利用の課題となっています。

また、阪急長岡天神駅周辺整備が本格化し、市内への出店ニーズや操業ニーズが高まる中、出店可能な賃貸物件の不足やテナント料の高騰は、中心市街地における商業の集積化を妨げ、市内経済の循環にも影響を及ぼすものです。

ここで、これまでの企業誘致よりの企業立地施策から、新たに企業流出防止を目的とした施策展開を行うことにより、長岡京市を住環境と商工業のバランスの良い持続可能なまちとしていくために、貴審議会に冒頭の内容について、意見を求めます。